

国歌を歌う自由もあれば
歌われない自由もある
この国を、
いろいろな意見のちがいを
認めあう
寛容な社会に



東京・教育の自由裁判をすすめる会

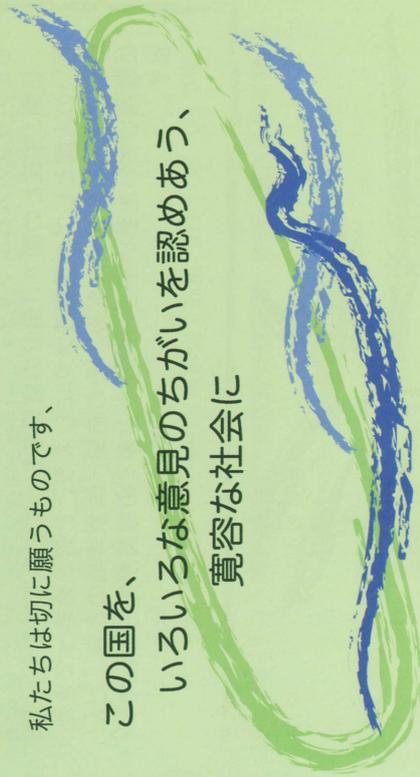
「君が代」は、数ある国歌の中でも、友の長寿を願う平和の想いにあふれたすぐれたものと考えられます。一方、明治以降、天皇という名の君主を国家の最高の価値にすえた、近代民主主義とは相容れない歌であると受けとめる人もいます。

「日の丸」は、まれに見るシンプルなデザインで、「日出ずる国、日本」の国旗としてこれ以上のものはない、と信じている人があり、ワールドカップなどで日の丸を掲げて応援すること、国民としての一体感を感じるという若者がいます。一方、かつての台湾、朝鮮の植民地支配と日中戦争・太平洋戦争のシンボルとしてアジア諸国の人々の心に焼きついた「日の丸」。その「日の丸」を国旗として掲げることが、とうてい納得できないと考えられています。

国旗国歌法制定にあたって政府は度重ねて「国旗を掲げ、国歌を歌うことを強制するものではない」と強調してきました。ところが、学校の中では、国歌斉唱の命令に従わなかったとして、数多くの現役教職員が処分され、退職後の再雇用職員も採用拒否あるいは解雇という事態が、東京都で起きています。処分された教職員の中には、「日の丸、君が代はよいが、強制することは到底認められないので、職務命令に従わなかった」という人もいます。

私たちは切に願うものです、

この国を、
いろいろな意見のちがいを認めあう、
寛容な社会に



憲法にもとづく教育を求めて

—裁判に訴えた教職員たち—



2006年9月21日、予防訴訟で勝訴（東京地裁）

「日の丸」「君が代」を強制することは、思想・良心の自由を定めた憲法19条、教育活動への行政の介入を禁止した教育基本法（1947年制定）10条に違反するもので、10.23通達を廃止すべきであると考えた多数の都立学校教職員は、「10.23通達に従う義務はない」ことを訴えて、裁判に立ち上がりました（いわゆる【予防訴訟】）。

同様に、式典での不起立などを理由に実際に処分された結果、定年後の再雇用資格や講師採用を取り消された元都立学校教職員が、「教壇にもどせ」と【「君が代」強制解雇撤回裁判】を起しました。現職中に不起立だったことを理由に退職後の嘱託採用を拒否された元都立学校教職員が、【嘱託採用拒否撤回裁判】を起しました。

処分された教職員は、10.23通達により毎年繰り返される懲戒処分に対して、東京都人事委員会に審査請求を行い、その後東京地裁に懲戒処分の取り消しを求め訴訟【東京「君が代」裁判】を起しました。

いずれの裁判も、国旗・国歌は強制しない、という国旗国歌法制定時の確認に立ち戻り、思想・良心の自由をかかげ、自主的な学校教育活動の表現をめざして、10.23通達の廃止と処分の撤回を求める運動の一環として進められています。

都教委 10.23 通達とは？

—各学校の自主性を許さない卒業式・入学式—

国旗・国歌を強制しないという政府の立場は弱腰だと強く不満をもち、「心の東京革命」をかけた石原慎太郎・東京都知事のもと、東京都教育委員会は、2003年10月23日、入学式・卒業式など学校の行事をがんじがらめにしぼる通達（「入学式・卒業式等における国旗掲揚及び国歌斉唱の実施について」＝「10.23通達」）を各学校校長あてに出しました。

- ・ 「日の丸」を式典会場の舞台上正面に掲げること
- ・ 教職員は、会場の指定された席で「日の丸」に向かって起立し、「君が代」を斉唱すること
- ・ 式典会場は、児童・生徒が正面を向いて着席するよう設営すること
- ・ 「君が代」斉唱は、ピアノ伴奏により行うこと
- ・ 証書授与は、舞台上で行うこと
- ・ 「君が代」の起立斉唱など通達に基づく校長の職務命令に従わない場合、懲戒処分を科されること

そして都立学校の学校長には、事前に教職員一人一人に職務命令を文書で手渡すこと、式典の詳細な計画を都教委に提出することを求め、さらに式典当日は2名以上の都教委の職員を各学校に派遣して、通達通りに実施されているかどうか、点検するという念の入れようです。

日頃、生徒との間で「自分の意思をもって生きていこう」、「お互いの人間としての尊厳を大切にしよう」と確かめあってきた教職員は、この通達に悩み、その結果、国歌斉唱のとき、たんに着席していたということだけで、多くの教員が処分されています。



裁判所の判断は？

都立学校教職員が「10.23 通達に従う義務はない」ことを訴えた【予防訴訟】で、東京地裁は、2006 年 9 月 21 日、原告教職員たちの主張を全面的に認めて、「従う義務は存在しない」という判決を言い渡しました。この判決（難波判決）は、憲法 19 条「思想・良心の自由」をふまえ、教育基本法 10 条にもとづく学校教育の自主性の意義を評価し、この国に多様な考え方を尊重しあう社会が育つ意味を深く掘り下げたもので、新聞各紙もこれを高く評価しました。

一方、最高裁は、2007 年 2 月、学校長の命令に従わず「君が代」のピアノ伴奏を拒んだ音楽科教員に対してなされた戒告処分について、合憲との判断を示しました。これ以降、地裁・高裁では、最高裁の判断を踏襲した、「日の丸」「君が代」の強制を合憲とする不当判決があとを絶ちません。

いよいよ最高裁へ

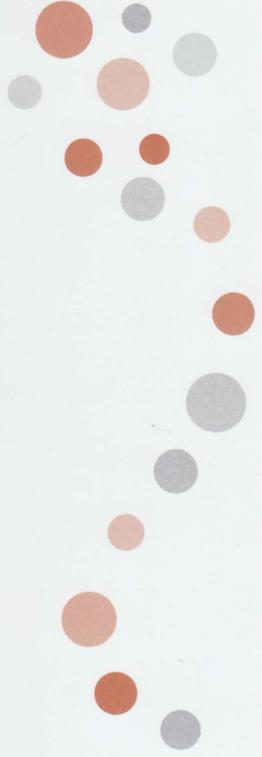
これら一連の裁判は、今年から来年にかけて、いずれも最高裁に舞台を移しての裁判となっていきます。

たしかに、2007 年のピアノ伴奏拒否処分事件最高裁判決は、下級裁判所に甚大な影響を与えています。しかし、この判決は、全都立学校に国旗・国歌を義務づけ入学式・卒業式の画一的な進행을強制した 10.23 通達の合憲性について、何ら検討したものではありません。ですから、最高裁は、今後、一連の事件を扱う中で、あらためて 10.23 通達の合憲性・適法性についての判断を迫られることとなります。

10.23 通達から 6 年余。未曾有の経済危機と格差社会が顕わになる中で、2009 年には政権交代も起こりました。子どもたちの心に希望をもとめ、明るい日本の未来を築くためにも、学校に自由な風をとりもどしたい。市民の思想・良心の自由、自主性あふれる学校教育の未来をかけて、いよいよ「東京・教育の自由裁判」は山場をむかえようとしています。

1999 年以降の経過（年表）

1999 年 8 月	国旗国歌法成立
2003 年 10 月	10.23 通達
2004 年 1 月	予防訴訟、提訴
2～5 月	都立学校の卒業式、入学式などで 243 人が処分される
6 月	「君が代」強制解雇撤回裁判、提訴
7 月	再発防止研修取消訴訟、提訴
2005 年 3～5 月	63 人が処分される
4 月	嘱託採用拒否撤回裁判、提訴
2006 年 3 月	3.13 通達（生徒への国歌斉唱指導強化）
3～5 月	39 人が処分される
9 月	東京地裁で予防訴訟、全面勝訴（難波判決） （都側、高裁に控訴）
12 月	教育基本法改定
2007 年 2 月	東京「君が代」裁判 1 次訴訟、提訴（04 年処分取消訴訟）
2 月	ピアノ伴奏拒否処分事件で、最高裁が戒告処分 に合意判決
3～5 月	43 人が処分される
6 月	「君が代」強制解雇撤回裁判、敗訴（原告、高裁に控訴）
7 月	再発防止研修取消訴訟、敗訴
9 月	東京「君が代」裁判 2 次訴訟、提訴（05・06 年 処分取消訴訟）
2008 年 2 月	嘱託採用拒否撤回裁判、勝訴（都側・原告双方が 高裁に控訴）
3～4 月	22 人が処分される
2009 年 3 月	東京「君が代」裁判 1 次訴訟、敗訴（原告、高裁に控訴）
3～4 月	13 人が処分される
9 月	再雇用拒否撤回 2 次訴訟、提訴（07・08・09 年採 用拒否）
2010 年 1 月	嘱託採用拒否撤回裁判控訴審、敗訴（原告、最高裁 に上告）
2 月	「君が代」強制解雇撤回裁判控訴審、敗訴（原告、 最高裁に上告）
3 月	東京「君が代」裁判 3 次訴訟、提訴（07～09 年 処分取消訴訟）
3～5 月	7 人が処分される



共同代表のメッセージ

大田堯

学校は子ども主役の劇場。教師には演出家・アーティストとしての自由の保障を。
(東京大学名誉教授)

依義文

学校に自由と民主主義を取り戻すために、今こそ市民と教職員の連携・連帯が求められています。
(子どもと教科書全国ネット21事務局長)

野田正彰

もっとも良質な教師は必ず、強制の儀式に苦しんでいます。彼らを排除しようとする学校に子どもの笑みはありません。
(関西学院大学教授)

醍醐聡

自立した個人を育てるには、教師の創意と熱意を育む自由と自律が不可欠です。強制は相容れません。
(元東京大学教授)

斎藤貴男

東京の教育現場が恫喝と恐怖に支配されている。……これは、すべての人々の人生に、深く、重く、関わってくる重大事なのだ。
(ジャーナリスト)

尾山宏

学校は次代の民主主義の担い手を育てる場です。学校の中に民主主義を！
(東京・教育の自由裁判弁護団長)

小森陽一

子どもたちの真の学力とは受験のためでなく、人間として生きさせると要求する力である。今こそ、「個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成」(47年教育基本法)を！
(東京大学教授)

暉峻淑子

教師も生徒も、それぞれの個人は、自分の存在の中に、豊かさを持って生きています。上からの命令によって、その豊かさを一色にぬりつぶしてしまう教育に、反対です。
(埼玉大学名誉教授)

市川須美子

自由のない教師に自由を教えることはできない！ 子ども・生徒のために教育の自由を。
(獨協大学教授)

堀尾輝久

学校にも、教育委員会にも、裁判所にも、そして、子どもたちの心のなかに自由の風を。
(東京大学名誉教授)

活動内容

東京・教育の自由裁判をすすめる会は次のような活動をしています。

- ・裁判の傍聴の呼びかけ
- ・通信『リベルテ』の発行(年4~5回)
- ・パンフレット、本などの発行
- ・集会・講演会・学習会などの開催
- ・裁判と原告団への財政援助
- ・全国各地の集会、学習会への講師・発言者の派遣
- ・関係団体との連携

共同代表

尾山宏 / 大田堯 / 小森陽一 / 依義文 / 野田正彰 / 暉峻淑子 / 醍醐聡 / 市川須美子 / 斎藤貴男 / 堀尾輝久 / 横枝元文

会員になるには

郵便振替票に記入し、会費をおさめて申し込んでください。

振込先 口座番号 00190-2-668820

口座名義 東京「日の丸・君が代」強制反対裁判をすすめる会

年会費 個人 2000円 / 団体 5000円

東京・教育の自由裁判をすすめる会

(東京「日の丸・君が代」強制反対裁判をすすめる会)
〒160-0008 東京都新宿区三栄町6 小椋ビル401

FAX 03-6423-8420

E-mail: kyouseihantai@yahoo.co.jp